

平成 22 年(行ウ) 第 20 号 公金支出金返還請求事件

原告 渋谷登美子 外 2 名

被告 嵐山町長 岩澤 勝

準備書面 (3)

平成 23 年 7 月 27 日

さいたま地方裁判所 第 4 民事部合議係 御中

C

〒190-0012

東京都立川市曙町二丁目 31 番 15 号
日住金立川ビル 4 階

西東京共同法律事務所

T E L 042-519-3120

F A X 042-519-3130

原告ら訴訟代理人
弁護士 佐竹俊之

弁護士 太田伸二

C

第 1 拘助参加人準備書面への認否

1 主張 1 については認めます。

2 主張 2 については否認ないし争う。

原告らは、拘助参加人が議員であり、拘助参加人の講師請負について、被告が平成 20 年度 23 万円、平成 21 年度 23 万円を支出したことが法令に反しており、また拘助参加人の行為が嵐山町政治倫理条例に反するものであることを主張しているのである。

3 主張 3 については、否認ないし争う。

原告らは、部落解放同盟嵐山支部が、自らの経費で部落解放同盟の主張を展開すべきすることを主張している。部落解放同盟埼玉県連合会が開催する人権フェスティバル、県民の集い等について、本来部落解放同盟埼玉県連合会が行うべきことを行政に依存し続けていることが、本件法令違反の背景であると主張している。

4 拘助参加人主張 4 について否認ないし争う。

下記第2で述べるように、補助参加人に、プロとしてダンスの指導をする資格能力があるとは認められない。

5 補助参加人主張5について争う。

被告が差別撤廃に向けた行政運営を行っていくことと、被告が補助参加人に対して法令違反の支出を続けることとの間に全く関連性がない。

第2 補助参加人の主張への反論

1 補助参加人の講師請負の當利性について

(1) 補助参加人の主張は、吉田集会所ふれあい講座は人権行政の視点があるため、他の公民館講座よりも高額であることが許容されるというものである。

この点、被告準備書面(2)の添付書類のとおり、職員及び町民を対象として開催する講座の講師謝礼金については、その金額にある程度の幅がある。このことについては、原告準備書面(2)で述べたように、講座内容や講師の経歴や資格、講座回数などによるものであって、その限りにおいて合理的である。

再度論じると、最も高額な謝礼金を支払っている職員安全衛生管理事業の講師はシニア産業力ウンセラーで、その資格は3年以上の産業カウンセラーの経験者のみが、シニア産業カウンセラーの受験資格を取得し試験に合格の上で取得することができるもので、選別された高度の専門性をもつ。講師は、そのシニア産業カウンセラーの他、心理相談員などの資格も有している人物であり、1年間に1回ではあるが、午前午後に分けて開催していることからすれば、高額であるとしても十分に合理性のあるものである。

一方、教育委員会が町民対象にした連続して数回以上開催する公民館講座と、補助参加人らが講師を務める人権教育推進事業のふれあい講座では、その内容や講師の資質に違いはなく、講師謝礼額に差をもうけなければならぬ合理的な理由はない。

すでに指摘しているが、補助参加人が町議会議員であり、議会における質疑で講座講師の謝礼について質問し、講座講師謝礼 10,000円から引き下げないように暗に働きかけていたため、このような不合理な講師謝礼が支出され続けたのである(甲84)。

(2) 人権にかかわる他の団体事業について

補助参加人は、その準備書面の主張1において嵐山町の人権行政について述べているが、そこで述べられている人権問題の一つに外国人差別がある。

嵐山町は、第5次総合振興計画において、人権問題として外国人もとりあげ、さらに国際交流を独立行政法人国立女性教育会館とともに進めている。

くとしている。

その嵐山町において、外国人支援をしている団体として、嵐山町国際交流協会がある。嵐山町国際交流協会は、主に日本で労働しているアジア人の外国人労働者の生活の援助を行っており、その活動の一環として外国人の子どもの学校生活の支援のために、毎週土曜日午後7時30分から9時まで日本語学級を開催している。この日本語学級の講師は、全て無償のボランティアで行われている（甲147）。

(3) ダンスにかかる他の団体事業について

嵐山町では、毎年8月に開催される嵐山夏祭りや10月に行われる町民体育祭で、「嵐山よさこい踊り」が披露される。「嵐山よさこい踊り」は、嵐山町商工会青年部のよさこい実行委員会が働きかけて、2003年に嵐山町在住の音楽家によって作曲され、嵐山町在住のエアロビクスィストラクターによって振付けがされて始まったものである。

毎年、嵐山夏祭りの前に数回、町民体育祭の前に2回、町民対象に「嵐山よさこい踊り」の練習会を呼びかけている。この「よさこい」には障がいのある子どもや高齢者も参加し、地域の活性化や地域のつながりを強める活動となっている（甲148-1～2）。

この「よさこい」の練習では、健康体操指導士、健康づくり講師指導士、エアロビクスィストラクター、HIPHOPインストラクター、マタニティ体操指導者、キッズビクスィストラクター、埼玉県スポーツリーダー指導者、ミニティヨガ指導士等の資格をもった町民が、毎年、無料で指導に当たっている。

(4) 「健康教室」と類似する地域の閉じこもり防止事業

嵐山町には、地域の高齢者が家に閉じこもって一人で過ごすことを防ぐために、地域住民のミニティ事業として、高齢者を集会所に招待して身体を動かしたり、食事を共にしたりする事業を開催している地区がある。地区によって事業の名称はさまざまであるが、「うきうきサロン」や「元気元気100歳事業」などの名称で事業が行われている。

これらの事業は、地区で独自に企画し、実施に当たつて参加者1名について100円程度の食事補助費が社会福祉協議会から交付されている。レクリエーションとして手足を動かすために、70歳から80歳くらいの方の青春時代の流行した歌に、振り付けをした体操などもとりいれている。

地域の高齢者対象事業を企画する人には、地区の役員が多いが、地区役員の他の地域住民も無償のボランティアとして活動に加わっている。食事の提供を行うのに食材が不足するような場合は、ボランティアの持ち出しになるようなケースも珍しくはない（甲149）。

(5) 小括

補助参加人が平成 21 年度まで講座講師を請け負った健康ダンス教室と、同じように身体を動かす講座である平成 21 年度に始まった健康教室は、嵐山町各地区でも行われている。これは、無償のボランティアで、地域のつながりを取り戻し、少子高齢化社会の地域の支えあいの一助にするという問題意識をもった事業である。

しかし、同様の内容の教育委員会主催の嵐山町人権教育推進事業ふれあい講座には、1 回 10,000 円の講座講師謝礼金が支払われている。

このように、嵐山町では、地域の事業としてボランティアで行われているものが、人権教育推進事業ふれあい講座となっただけで講師謝礼として 1 回 10000 円が支払われるような事態となっており、ふれあい講座講師の営利性は明白である。

C

2 補助参加人松本が講座講師を請け負う必要性がないことについて

補助参加人の主張は、人権教育推進事業である健康ダンス教室に、体験型・参加型の啓発手法を取り入れ、当事者との交流を取り入れることが、同和地区住民自身の主体的事業として必要であり、そのことに部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の 6 代目支部長である補助参加人が主となつてかわつた方が、効果があるというものである。

しかし、そのようなことは、補助参加人松本がアドバイザーとして健康ダンス教室や高齢者健康教室に参加し、講座の進め方等を講師とともに企画することで十分に可能であり、補助参加人自身が 1 回 1 万円で講座講師を請け負う必要性はない。

また、補助参加人が主張するような「住民生活が一様ではないこと」や、「高齢化の進行や生活上の格差の存在」は、吉田地区のみではなく日本の多くの地域が抱える課題である。

C

補助参加人が各種の講座や事業に参加して、お互いに助け合うという地域住民のつながり作りに尽力することは、嵐山町から健康ダンス教室や高齢者健康教室の講師を請け負わざとも地域活動として行うことができる。

現に、平成 22 年度の吉田集会所におけるふれあい講座は、健康ダンス教室の講師が補助参加人松本美子から、訴外松本千恵子に交代しているが、そのことで問題があつたという報告はない。また、高齢者健康教室について、補助参加人は講座講師を請け負っていないが、地域のつながりがそれによつて薄くなつたという事実はない。

3 補助参加人の健康ダンス教室と健康教室講師の力量について

(1) 健康ダンスインストラクターについて

補助参加人は、立花流民謡部指導資格流法に基づく指導資格を有してい

るため、プロの講師としてダンスを指導する資格をもっていると主張している。

この点、健康ダンスについては、ダンススクール協同組合連合会による健康ダンスインストラクターの認定資格がある（甲150）。ダンススクール協同組合の資格であるため公的なものではないが、社交ダンス、フランソワ、フラダンス等について十分な基礎的、専門的知識と指導経験を有し、健康ダンス指導士取得カリキュラムを受講することが必要である。

人権教育推進講座の講師を努めるにあたって、民間の認定資格である健康ダンスインストラクターの資格が絶対に必要であると主張するものではないが、自治体が講師として謝札金を支払う以上、講師は一定程度の知識と技量を習得していることが必要であることは明らかである。

しかし、補助参加人が取得していると主張する資格は「民謡」のものであって、ダンスに関するものではない。（「民謡」は歌であって、民謡にあわせた踊りは「民舞」と言われる。その点で、民謡の資格に、踊りは含まれない。）

したがって、補助参加人の主張を受けても、補助参加人にダンスを教えるに足る知識と技量があることは明らかになつていまい。

（2）健康教室の講師について

高齢者は、高齢者だけで暮らしていく足腰が弱つてくると、家に閉じこもりがちになる傾向がある。そうなると、介護を要する状態になつてしまつたため、その予防のために各地域でさまざまな工夫をしている。嵐山町においても、社会福祉協議会や地域役員を中心としたボランティアによって、そのような活動が行われている。その活動のほとんどは、レクリエーションとして身体を動かし、茶話会や食事会を行うものである。高齢者の健康教室については、身体指導を行うことができるよう講座を開催しリーダーシップをとることに關する資格が存在する。

東京都文京区では、高齢者が健康で生活できるように「高齢者エアロビクス教室」を開催しており、その講師はダイヤ高齢社会研究財団が高齢者の指導・育成を行った講師である（甲151-1～2）。

また、長崎県長寿すこやか財団においても、すこやか介護講座でレクリエーション講座を開設し、その講座のなかで、青い山脈の簡単な体操を紹介している（甲152-1～2）。

三重県松阪市の久保山集会所で行われている久保山老人所においても、青い山脈をレクリエーションに取り入れている（甲153）。

一般にこのような取組みでは、ボランティアが実費や交通費程度でリーダーを務めることが多い。原告渋谷や原告岡野も、地域から声がかかると、時間の都合がよい場合にはボランティアとして参加している。閉じこもり

予防を目的とするものであるため、参加者に負担がなく楽しい時間を過ごせるように心を配っている。

補助参加人のように、町の講座講師として1回10,000円の報償を得るのであれば、高齢者との会話、高齢者の身体についての基礎的知識の習得、簡単なレクリエーション方法や介護知識の習得は必要であり、これらは立花流民謡部の指導資格によって得られるものとは異なるものである。

4 極助参加人松本の立花流民謡指導者資格について

(1) 極助参加人松本の立花流民謡部指導者資格について
原告において、立花流について調査したところ、「立花流家元 立花志津夫」や「立花流民謡部」についての情報には尋ね当たらなかった。

C 同じく「立花流」の名称を持つ踊りの流派である宗家立花流は、昭和33年に創流された日本舞踊の流派であり、現在の家元は立花寶山という。宗家立花流から分かれた流派（分家）が派生しており、その指導者として立花志津彦、立花鶴扇、立花歌扇がいる（甲154-1～2）。

また、同じく日本舞踊「立花流」の家元は、立花中三郎といい（甲155）、上方舞立花流の家元は立花典枝という（甲156）。「立花流家元立花志津夫」については、インターネット上で検索しても情報を得ることができなかった。

古典舞踊においては、独立した新たな流派を創家することはできないが、新舞踊においては、家元と名乗るのみで新舞踊の流派ができる。

そこで、立花流立花志津夫について、創家の年月日、場所、活動の拠点、組織人数、どのような流派で、その活動実態がどのようなものであるかについての証明を求める。

C

5 原告らの部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対する考え方

(1) 嵐山町の現状に対する認識

部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部は、同和対策事業特別措置法の対象地に存在するということである。

この点、かつての同和地区は地図上や地面上に明示されているものではない。

原告らは、本件訴訟を始めるまで、嵐山町には行政区のほかに戦前の農業者の区分けがあり、合併する前の音谷地区に、農家組合と呼称される29組合があり、七郷地区に、支部と呼称される22支部があることを知らなかつた。

農家組合ならびに支部については、その家の子孫が転居しても同じ農家組合と支部に所属したままとなるため、地理的な区域で分けるという

ことが難しく、飛び地があつて複雑なものであるという。各農家組合と各支部の世帯数や人数は不明である。したがつて、同和地区とされる地域がどこであるかということは、容易に認識できる状況ではない。このような状況から、原告らが同和地区に足を運ばなかつたからといって、原告らは同和行政を敵視しているという補助参加人の主張は妥当なものではない。

原告らは同和問題が解決されるべき問題であることは認識しているが、その他種々生じている人権問題のうち、専ら同和問題に限つて嵐山町財政と職員投入が行わることが、他の人権の課題への取り組みに比べてバランスを欠き不適正であること、差別解消の運動が行政依存であり町の政策が不公正であることを主張しているものである。

(2) 嵐山町における他の人権課題への取り組みの状況

嵐山町でも、人口の半数以上は女性であるにもかかわらず、男女共同参画にかかる事業や啓蒙啓発は不十分なものであった。最近になってようやく、埼玉県DV被害者への支援の名刺大のカードが、嵐山町公共施設のトイレにそっと置かれるようになった状況である。

子育て支援については、次世代育成計画が策定され、0歳児からの子育て支援が、平成22年度から県費補助を使って始まった。

外国人については、町の人口18738人のうち外国人人口が306人で全人口の1.6%を占めるが、外国人対象の嵐山町事業はなく、嵐山町国際交流協会に依存している。

これに対して嵐山町での人権教育推進事業はほぼ吉田地区を対象に行われ、参加者は少なく、しかも、カラオケ教室であつたり、手芸教室であつたり、健康ダンス教室であつたりする状態であり、その他の人権課題への取り組みに比べ、同和対策への予算配分や職員動員については甚だしい優遇ぶりが見て取れる。

このような事業は、行政に依存せず、吉田地区の地域主導で行うべきである。

以上